

## 令和 6 年度第 3 回二宮町国民健康保険運営協議会会議録

**日 時**：令和 7 年 1 月 28 日（火） 13：00 より

**場 所**：二宮町役場 第 1 会議室

**出席者**：二宮町国民健康保険運営協議会委員：7 名

事務局：健康福祉部長、福祉保険課長、国保年金班長、国保年金班主事補

**傍聴者**：なし

### 1. 開会

### 2. 会長あいさつ

会長あいさつ

### 3. 議事

#### (1) 令和 6 年度二宮町国民健康保険特別会計補正予算第 4 号(案)について

事務局より内容説明

**委 員**：特定健診の受診実績で減額補正をしていますが、受診者が減ったということですか。

**事務局**：今回、データ入力委託料は減額していますが、受診者の数は増えており、特定健診委託料は増加しています。今年度は AI により対象者を 7 パターンに分けて受診勧奨を行った結果、昨年より約 8% 受診率が上がっていますので、受診勧奨の効果がみられているのではないかとこのところでは。

**事務局**：特定健診の受診者は増えていると申し上げましたが、特定健診の受診者の増に伴い、特定健診の委託料に不足が生じました。すぐに支払う必要があったため、12 月に予備費から足りない部分を充てさせていただきました。先ほど遡って国保加入した方が入院していたため、療養費が足りなくなり予備費を充てたと説明させていただきましたが、療養費と特定健診委託料の 2 件を 12 月に予備費を充てる形とさせていただきました。

**委 員**：遡って加入することができるのですか。

**事務局**：健康保険は切れ目なく加入する必要があり、社会保険脱退後、他に加入する健康保険がない場合は国民健康保険に加入する必要があります。届出が遅れても社会保険の資格がなくなった日から国保に加入することとなります。

**委 員**：逆手にとって病気になるまでずっと入らない場合もありますか。

**事務局**：社会保険を抜けた日付まで遡って加入となり、保険税も遡って計算されます。しかし、保険税の更正は遡っても 5 年までしかできません。

参加委員全員賛成により、内容について了承。

## (2) 令和7年度二宮町国民健康保険特別会計予算(案)について

事務局より内容説明

**事務局：**来年度は県からの納付金請求額が想定より低かったため、今年度と同じ税率等で運営していきます。しかし、令和8年度以降は直近の医療費の動向で納付金が増える可能性がありますので、基金を充てることや場合によっては税率を上げるなどを検討する必要があると思います。

**事務局：**今年度は税率を上げていますが、それまでの3年間は据置でした。今年度は税率を上げたうえで基金を1,000万円取り崩す予定でしたが、取り崩さずに済む見込みです。財政的には少し助かっているところですが、今後の県への納付金が増えるかによって、税率等に大きく影響がでますので、今後も動向を注視しながら検討していきたいと思います。

参加委員全員賛成により、内容について了承。

## 4. 閉会

13時30分 終了